

予 算 要 求 資 料

令和6年度9月補正予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 伝達性海綿状脳症検査キット購入費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内3418)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 44 千円 (現計予算額： 561 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	561	561	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	44	44	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成13年10月18日から全国の食肉衛生検査所で全頭検査を実施
- ・平成29年4月1日から生体検査で神経症状等を示す牛のBSE検査を実施
- ・現在までの国内におけるBSE感染牛：36頭 (R6.6現在)

(2) 事業内容

と畜検査の対象疾病である牛海綿状脳症 (神経症状等の異常を示す牛) の検査を適正に実施する。

<検査体制>

県所管と畜場	検査実施期間
養老町立食肉事業センター	中央食肉衛生検査所
関市食肉センター	
飛騨食肉センター	

<と畜検査頭数>

	R2	R3	R4	R5
中央食肉衛生検査所	6,402	6,105	6,489	5,491
飛騨食肉衛生検査所	6,127	6,076	6,322	6,296
計	12,529	12,181	12,811	11,787
うち神経症状等の異常牛	0	0	0	0

【補正理由】

検査キットの値上げにより国庫補助額が増額されたため、その差額を要求するもの。

(3) 県負担・補助率の考え方

と畜検査はと畜場法に基づき、県が実施する業務であり、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	44	伝達性海綿状脳症検査キット購入費
合計	44	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

と畜場法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき全国一律。

(2) 事業主体及びその妥当性

と畜場法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、県（食肉衛生検査所）がBSEスクリーニング検査を実施する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜市を除く県内3カ所のと畜場において、生体検査で神経症状等を示す牛の検査を実施する。また、牛肉の安全性を確保するため、と畜場内の特定部位の適切な除去を徹底指導する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

年間に生体検査で神経症状等を示す牛が県内のと畜場に搬入される頭数が予測できないため、指標は設定しない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	<令和3年度検査頭数>		
		と畜検査頭数	BSE検査頭数
	中央食肉衛生検査所	6,105	0
	飛騨食肉衛生検査所	6,076	0
	計	12,181	0
令和4年度	<令和4年度検査頭数>		
		と畜検査頭数	BSE検査頭数
	中央食肉衛生検査所	6,489	0
	飛騨食肉衛生検査所	6,322	0
	計	12,811	0
	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %		
令和5年度	令和7年度当初予算にて追加		
	指標① 目標： _____ 実績： _____ 達成率： _____ %		

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない 	
(評価) 2	平成29年4月1日の改正省令施行により、全国一斉に健康牛のBSEの検査が廃止されたが、生体検査で神経症状を示す牛については検査が継続されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	生体検査で神経症状を示す牛についてBSE検査を実施し、陰性を確認することで食肉の安全性を確保している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている 	
(評価) 1	と畜検査当日中に速やかにBSEの検査結果を出して陰性を確認し、翌日は枝肉をと畜場から搬出できるよう対応している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 平成29年4月1日から全国一斉に健康牛のBSEの検査が廃止された。 健康牛の検査は廃止されても、神経症状等の異常を示す牛のBSE検査を引き続き行うとともに、特定危険部位の分別管理を確実にすることで牛肉の安全性が確保されることについてリスクコミュニケーションを通じて県民に正しく理解していただく必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか と畜場法に基づき生体検査で神経症状等の異常を示す牛のBSE検査を実施する。特定危険部位の分別管理を確実に行われるよう監視指導を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	